

よくある質問



Q1 養育費の取り決めはどのようにしたらよいですか？

A まずは、しっかりと父母で話し合しましょう。取り決めをする際には、養育費の支払いがスムーズに行われるように、(1)養育費の金額、(2)支払期間、(3)支払時期、(4)振込先などを具体的に決めてください。取り決めた内容については、後日、紛争が生じないように、口約束ではなく、書面に残してください。法務省が作成したパンフレット※には、「子どもの養育に関する合意書」のひな型と記入例を掲載しています。

養育費の取り決めに関して、一定の条件を満たす公正証書を作成した場合には、実際に支払ってもらえない場合に速やかに強制執行の手続を利用することができます。公正証書の作成はお近くの公証役場※に相談してください。

Q2 養育費の金額はどのように決めればよいですか？

A 基本的には話し合って決めることとなりますが、その際には、東京及び大阪の家庭裁判所の裁判官による研究報告である「算定表※」が参考になります。

Q3 相手が話し合いに応じてくれない場合や、話し合いがまとまらない場合は、どうしたらよいのでしょうか？

A 家庭裁判所の家事調停手続を利用することができます。家事調停の申立ては、相手の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所※にすることができます。家事調停手続において話し合いがまとまらなかった場合には、家事審判手続に移行し、裁判によって結論が示されることとなります。

Q4 相手が養育費の取り決めを守らない場合には、どうすればよいですか？

A 養育費の分担が、一定の条件を満たす公正証書や、家事調停又は家事審判等で決められた場合には、強制執行の手続を利用することができます。

※法務省が作成したパンフレット、公証役場、算定表、家庭裁判所に関する情報は法務省のホームページに掲載されています。



事業に関する  
問い合わせ先

北九州市立母子・父子福祉センター 受付 月～金曜日 / 9:30～17:30

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた4階

TEL 093-871-3224 FAX 093-871-3226

子どもの健やかな成長のために…

3つの  
事業で

# 養育費確保



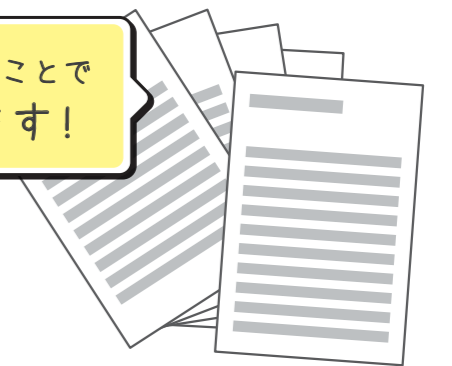
をサポート!

サポート

1 文書での取り決め  
手数料助成



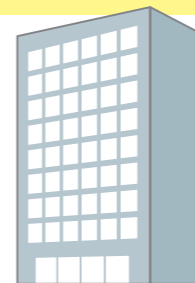
文書での取り決めをすることで  
養育費確保に繋がります!



サポート

2 養育費保証会社と契約

保証料助成



保証会社を利用することで  
安定した養育費の受け取りができる!

サポート

3 養育費全般の相談

養育費  
相談アドバイザー

が対応!

まずは/  
お気軽に  
ご相談ください



北九州市子ども家庭局子育て支援課